

石川県個人情報保護審査会の答申概要（答申第28号）

- 1 異議申立ての対象となった本件訂正請求の保有個人情報（諮問案件第30号）
平成24年度委託訓練介護福祉学科入校選考結果のうち、異議申立人に係る合否判定結果を記載した文書
- 2 担当課（所）
商工労働部金沢産業技術専門校
- 3 異議申立て等の経緯

ア H24.7.17 訂正請求	エ H24.8.24 諮問
イ H24.7.25 不訂正決定	オ H25.3.1 答申
ウ H24.7.30 異議申立て	
- 4 諮問に係る審査会の判断結果
不訂正とした決定は、妥当である。

該当条項	審 査 会 の 判 断 要 旨
条例第28条 第2項	<p>実施機関による委託訓練の入校については、事業受託者において入校選考を実施し、実施機関においては、事業受託者による入校選考結果を参考とし、実施機関の合否判定基準に基づき、合否判定を行い入校許可を行っている。</p> <p>異議申立人は、本件訂正請求において、面接及び課題作文の評価点を不当な評価であるとして訂正を求めているが、合否判定表等に記載された評価点については、実施機関の委託訓練における介護福祉学科の入校選考の際に、特定事業受託者が異議申立人に対し行った面接及び課題作文の評価結果である。こうした特定事業受託者が行った評価は、個人に対する評価・判断等客観的な正誤の判定になじまない事項であることから、石川県個人情報保護条例第25条第1項の「事実」には該当しないと認められる。</p> <p>また、合否判定表等に記載された評価点については、実施機関及び特定事業受託者において、記載に誤りがないことを確認している。</p> <p>さらに、異議申立人からは、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料について、実施機関に提示や提出がなされていない。</p>

- 5 審議経過
審査回数 2回

答申第28号

答 申 書

平成25年3月

石川県個人情報保護審査会

第1 審査会の結論

石川県知事(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報につき、不訂正とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 請求の内容

異議申立人は、石川県個人情報保護条例(平成15年石川県条例第2号。以下「条例」という。)第26条第1項の規定により、平成24年7月17日に実施機関に対し、平成24年7月17日付け金産技第285-1号の保有個人情報開示決定通知書において開示した平成24年度委託訓練 介護福祉学科入校選考結果のうち、異議申立人に係る合否判定結果(以下、「本件保有個人情報」という。)について訂正請求(以下「本件訂正請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成24年7月25日に、本件訂正請求について不訂正決定(以下「本件処分」という。)を行うとともに、次のとおり不訂正とする理由を付して異議申立人に通知した。

(不訂正理由)

選考において作成された、合否判定表の面接欄・作文欄に記載された評価点と課題作文の評価及び委託訓練面接評価表(質問者用)に記載された評価点については、個人に対する評価であり、客観的な正誤の判定になじまない事項であることから、条例第25条第1項の「事実」には該当しないため、訂正請求の対象とならないものである。

なお、選考において作成された、合否判定表に記載された評価点と課題作文の評価及び委託訓練面接評価表(質問者用)に記載された評価点に相違はない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年7月30日に本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年8月24日に条例第37条第1項の規定により、石川県個人情報保護審査会(以下「当審査会」という。)に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てについて諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、本件保有個人情報の訂正を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が訂正請求書及び意見書等で主張している要旨は、おおむね次のとおりで、面接時の質問とその結果がちぐはぐであるなど、面接と課題作文の評価結果が不当な評価であるとしている。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関における委託訓練の入校については、委託契約書に記載する訓練に付随する業務として事業受託者において入校選考を実施することとしている。実施機関においては、事業受託者による入校選考結果を参考とし、実施機関の合否判定基準に基づき、合否判定を行い、産業技術専門校条例施行規則（昭和48年石川県規則第19号）第14条に基づき入校許可を行っている。
- (2) 介護福祉学科の選考は、同科を開校する特定事業受託者において実施され、複数の面接員等の評価の合計点を特定事業受託者が誤りのないことを確認のうえ、実施機関に報告し、実施機関が特定事業受託者の判定結果をもとに、合否判定をしたものであり不当な評価とは考えていない。
- (3) また、選考において作成された、合否判定表の面接欄・作文欄に記載された評価点と課題作文の評価及び委託訓練面接評価表（質問者用）に記載された評価点に相違はない。
- (4) 選考において作成された、合否判定表の面接欄・作文欄に記載された評価点と課題作文の評価及び委託訓練面接評価表（質問者用）に記載された評価点については、個人に対する評価であり、客観的な正誤の判定になじまない事項であることから、条例第25条第1項の「事実」には該当しないため、訂正請求の対象とならないものである。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

条例の目的は、個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することにある。

当審査会は、この理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件訂正請求に係る本件保有個人情報の性格等について

平成24年度委託訓練 介護福祉学科入校選考結果のうち、異議申立人に係る合否判定結果を記載した文書である。

3 本件保有個人情報の不訂正決定について

- (1) 条例第25条第1項は「何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人

情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求することができる。」と規定しているところ、本項における「事実」とは、氏名、住所、家族構成、学歴、職歴、資格等客観的な正誤を判断することができる事項であり、個人に対する評価、判断等客観的な正誤の判定になじまない事項については、本項の「事実」には該当せず、訂正請求の対象とならないと理解される。

また、条例第26条第2項第1号では、訂正請求をしようとする者は、「訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料」を実施機関に提示し、又は提出しなければならないと規定している。

さらに、条例第27条では、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。

- (2) 異議申立人は、本件訂正請求において、面接及び課題作文の評価点を不当な評価であるとして訂正を求めているが、合否判定表等に記載された評価点については、実施機関の委託訓練における介護福祉学科の入校選考の際に、特定事業受託者が異議申立人に対し行った面接及び課題作文の評価結果である。こうした特定事業受託者が行った評価は、個人に対する評価・判断等客観的な正誤の判定になじまない事項であることから、条例第25条第1項の「事実」には該当しないと認められる。

また、合否判定表等に記載された評価点については、実施機関及び特定事業受託者において、記載に誤りがないことを確認している。

さらに、異議申立人からは、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料について、実施機関に提示や提出がなされていない。

以上のことから、本件訂正請求に理由があるとは認められないため、不訂正決定とした本件処分は妥当である。

第6 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第7 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

(別 表)

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 8月24日	諮問（諮問第30号）を受けた。
平成24年 9月18日	実施機関（知事）から理由説明書を受理した。
平成24年10月 2日	異議申立人から意見書を受理した。
平成24年11月19日 （第24回審査会）	事案の審議を行った。
平成25年 2月12日 （第26回審査会）	事案の審議を行った。